

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 任期制職員給与規程

平成18年3月31日  
18規程第3号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

### (給与決定の原則)

第2条 給与は、任期制職員又は無期労働契約転換職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

### (給与体系)

第3条 任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、本給及び諸手当とする。但し、国等の要請に応じて国家公務員等を退職し、引き続き機構に雇用されたこととなった者については、国等の給与体系に準じ、人事院規則9-40第2条第3号ニ及び第6条第1項第2号ニ並びに第8条第1項第2号に該当するよう理事長が定める。  
2 本給は、月額又は日額とする。  
3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

### (給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は任期制職員若しくは無期労働契約転換職員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

### (給与の計算期間及び支給定日)

第5条 給与の計算期間及び支給定日は次のとおりとする。

- (1) 給与の支給定日は、毎月17日とする。
- (2) 給与の支給定日が土曜日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、休日に当たるときは、18日に支払うこととする。
- (3) 計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の17日に支払う。
- (4) 任期制職員又は無期労働契約転換職員が離職及び死亡したときは、その日まで給与を支給する。
- (5) 第4号により給与を支給する場合であって、月の途中での入所、離職のときは、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

### (非常時払い)

第6条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があった場合には、前条に定める支給定日前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの算定基礎額)

第8条 勤務1時間あたりの算定基礎額の算出方法は次のとおりとする。

- (1) 月額制の場合は、月給に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。
- (2) 日額制の場合は、日給を1日の勤務時間で除した額とする。ただし、事務業務員及び研究業務員については時給の額とする。

(支給者の特例)

第9条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条又は第43条に規定する者に支給する。

## 第2章 給与

### 第1節 本給

(本給)

- 第10条 本給は任期制職員又は無期労働契約転換職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づいて決定する。
- 2 フルタイム任期制職員及びフルタイム無期労働契約転換職員は月額、フルタイムではない任期制職員（以下「パートタイム任期制職員」という。）及びフルタイムではない無期労働契約転換職員（以下「パートタイム無期労働契約転換職員」という。）は日額とし、別表に基づき支給する。ただし、事務業務員及び研究業務員の日額については、時給に1日の勤務時間を乗じて得た額とする。
  - 3 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポストドク研究員、ICY-S研究員及びNIMS招聘エンジニアの月額には12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当が含まれているものとする。さらに、裁量労働制適用者の月額には、第12条に規定する時間外勤務手当のうち、同条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第13条に規定する法定休日勤務手当のうち、同条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分を含むものとし、これら月額に含まれる手当

額は別表2のとおりとする。

- 4 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポスドク研究員、ICY研究員、NIMS招聘エンジニア及びNIMSエンジニア職の内、公務員宿舎等へ入居した場合は本給から27,000円の減額調整を行うこととする。減額調整は、公務員宿舎等への入居日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。また、減額調整を受けている職員が公務員宿舎等を退去した場合は、退去日の属する月の翌月より減額調整を行わないこととする。

(昇給)

第10条の2 任期制職員及び無期労働契約転換職員の昇給は行わないものとする。

## 第2節 諸手当

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第22条を準用する。ただし、支給単位期間については1箇月とする。
- 2 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、雇用契約書で勤務日数を週5日と定める者については通勤手当を月額で支給する。
- 3 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、交通機関利用者については、雇用契約書で定める勤務日数に応じた回数乗車券等により算出した運賃等の額と1箇月定期券の額を比較して、最も経済的かつ合理的であると認められる券種の運賃等相当額1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。なお、1箇月定期券の額が最も経済的かつ合理的であると認められた者については、通勤手当を月額で支給する。
- 4 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、前2項に該当しない者については、1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。

(時間外勤務手当)

- 第12条 時間外勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、所定労働時間外又は法定休日以外の休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、それぞれの割合に100分の25を加算した割合とする。

- (1) 休日を除く標準勤務時間内の所定労働時間を超える勤務 100分の100
- (2) 法定休日を除く標準勤務時間外の所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務 100分の125
- (3) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務（第5号から第8号のいずれかの勤務に該当する場合を除く） 100分の125
- (4) 雇用契約書に定める勤務以外の日における標準勤務時間内の勤務 100分の125

0分の100

- (5) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき45時間を超える勤務

100分の125

- (6) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務

100分の150

- (7) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする）につき360時間を超える勤務

100分の125

- (8) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務に代休を取得した場合 第5号及び第7号に定める割合から100分の100を控除した割合

2 前項第5号の規定にかかわらず、労働基準法第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、職員から申し出があった場合には、前項第5号の時間外勤務手当の払いに代え、前項第2号若しくは第3号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、労使協定の定めるところによる。

#### (法定休日勤務手当)

第13条 法定期制職員就業規則第17条の規定により、法定休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき任期制職員給与規程第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

(1) 法定期休日における勤務 100分の135

(2) 法定期休日における勤務に代休を取得した場合 100分の 35

#### (特別貢献手当)

第13条の2 特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、支給する。

2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

#### (特命業務手当)

第13条の3 特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

2 特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

### 第3章 欠勤及び休職期間中の取扱

#### (欠勤者の給与)

第14条 給与計算期間における所定勤務時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの

- 給与額を減額して支給する。
- 2 勤務しなかった時間の算定は、1ヶ月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
  - 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第15条 国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成18年3月31日 18規程第9号。以下「任期制職員育児・介護休業規程」という。）第5条の規定により育児休業となった育児休業者又は同規程第13条の規定により出生時育児休業となった出生時育児休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。ただし、任期制職員育児・介護休業規程第20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。
- 2 任期制職員又は無期労働契約転換職員が任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定による育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
  - 3 前2項に規定するもののほか、育児休業者等の給与については任期制職員育児・介護休業規程に定める。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第16条 任期制職員育児・介護休業規程第3条第1項第5号に規定する介護休業のうち1日を単位として行う休業を取得した者に対する介護休業期間中の給与は支給しない。
- 2 任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定により介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その期間の勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

(勤務時間の一部を割いて行う兼業時の給与)

- 第17条 任期制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程（平成18年3月28日 18規程第10号）に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第18条 国立研究開発法人物質・材料研究機構配偶者同行休業規程（令和6年8月21日 2024規程第44号）第3条の規定により配偶者同行休業となった配偶者同行休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。

(自己啓発等休業者の給与)

- 第19条 国立研究開発法人物質・材料研究機構自己啓発等休業規程（令和6年8月21日 2024規程第45号）第4条の規定により自己啓発等休業となった自己啓発等休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月18日 18規程第79号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日 18規程第96号）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年5月8日 19規程第29号）

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月4日 19規程第37号）

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月17日 19規程第51号）

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附 則（平成19年11月5日 19規程第65号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日 20規程第6号）

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第46号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第19号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日 22規程第45号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年5月16日 23規程第70号）

この規程は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月26日 24規程第41号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、機構との雇用契約書中に契約期間中の給与の減額があり得る旨の条項が付されている任期制職員のうち、別表に基づき日額を支給している者で、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の日額の支給に当たっては、日額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。また、別表に基づき月額を支給している者は、月額を21で除した額を日額とし、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の月額の支給に当たっては、月額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。なお、学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して日額又は月額を決定している者についても同様とする。

（1）日額12,000円以上16,000円未満 割合 3%

（2）日額16,000円以上25,000円未満 割合 5%

（3）日額25,000円以上40,000円未満 割合 8%

（4）日額40,000円以上 割合 10%

3. 特例期間における前項の適用を受ける者の本給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの算定基礎額は、算定基礎額から前項の割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

4. 給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合は、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年6月29日 24規程第44号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第9号）  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日 26規程第13号）  
この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日 26規程第20号）

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。
2. 本給与規程の一部を改正する規程（平成24年6月26日 24規程第41号）附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則（平成27年3月24日 27規程第45号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第51号）  
この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月13日 28規程第120号）  
この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則（平成29年12月26日 29規程第64号）  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日 30規程第11号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日 30規程第44号）  
この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日 2019規程第66号）  
この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和2年10月27日 2020規程第56号）  
この規程は、令和2年11月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第11号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日 2022規程第53号）  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程第45号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第78号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月17日 2023規程第108号）  
この規程は、令和5年10月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日 2024規程第12号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年8月21日 2024規程第41号）  
この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日 2025規程第11号）  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月15日 2025規程第67号）  
この規程は、令和7年4月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 月額又は日額

区分	給与		資格等
(1) NIMS招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。		
	日額(日給)	月額(月給)	
	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。		グループリーダーの業務を行う能力を有すること
(2) NIMS特別研究員	主席研究員A	38,680(23,570)	812,290(495,000)
	主席研究員B	36,800(22,380)	772,850(470,140)
	主幹研究員A	34,700(21,870)	728,860(459,360)
	主幹研究員B	33,680(21,200)	707,350(445,280)
	主幹研究員C	32,490(20,420)	682,300(428,890)
	主任研究員A	29,880(18,710)	627,510(393,030)
	主任研究員B	28,880(18,060)	606,500(379,280)
	主任研究員C	27,580(17,210)	579,280(361,460)
	研究員A	23,320(15,860)	489,920(333,190)
	研究員B	22,200(15,050)	466,380(316,250)
(3) NIMS特別専門職	研究員C	21,240(14,360)	446,210(301,730)
	研究員D	19,540(13,320)	410,460(279,730)
	研究員E	17,920(12,130)	376,380(254,870)
	研究員F	16,420(11,040)	344,860(231,880)
	研究員G	15,120(10,090)	317,570(211,970)
	事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。		
	日額(日給)	月額(月給)	
(4) NIMSポスドク研究員	研究員A	23,320(15,860)	489,920(333,190)
	研究員B	22,200(15,050)	466,380(316,250)
	研究員C	21,240(14,360)	446,210(301,730)
	研究員D	19,540(13,320)	410,460(279,730)
	研究員E	17,920(12,130)	376,380(254,870)
	研究員F	16,420(11,040)	344,860(231,880)
	研究員G	15,120(10,090)	317,570(211,970)
(5) ICYS研究員	日額(日給)	月額(月給)	
	504,000円以上 840,000円以下の範囲で21,000円単位の月額及び以下の区分とする。		
	ICYS研究員A	—	545,550(373,230)
	ICYS研究員B	—	524,310(357,940)
(6) NIMS招聘エンジニア	ICYS研究員C	—	503,980(343,310)
	月給制エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。		
	日額	日給	
(7) NIMSエンジニア職	主席エンジニア1	36,640	22,280
	主席エンジニア2	36,190	22,000
	主席エンジニア3	35,750	21,720
	主席エンジニア4	35,300	21,440
	主席エンジニア5	34,860	21,160
	主席エンジニア6	33,580	21,130
	主席エンジニア7	33,240	20,910
	主幹エンジニア1	32,880	20,680
	主幹エンジニア2	32,640	20,520
	主幹エンジニア3	32,270	20,280
	主幹エンジニア4	31,910	20,040
	主幹エンジニア5	31,650	19,870
	主幹エンジニア6	31,370	19,690
	主幹エンジニア7	31,090	19,500
(8) NIMS技術職	主幹エンジニア8	30,780	19,300
	主幹エンジニア9	30,450	19,090
	主幹エンジニア10	30,190	18,920
	主幹エンジニア11	29,880	18,710
	主幹エンジニア12	29,500	18,460
	主幹エンジニア13	29,120	18,210
	主任エンジニア1	28,730	17,960
	主任エンジニア2	28,420	17,760
	主任エンジニア3	28,100	17,550
	主任エンジニア4	27,760	17,320
(9) NIMS事務職	主任エンジニア5	27,370	17,070
	主任エンジニア6	27,080	16,880
	主任エンジニア7	26,790	16,690
	主任エンジニア8	26,460	16,480
	主任エンジニア9	26,150	16,270
	主任エンジニア10	25,500	16,260

	主任エンジニア 1 1	25,200	16,060	エンジニア歴23年以上
	主任エンジニア 1 2	24,880	15,840	
	主任エンジニア 1 3	24,540	15,610	
	主任エンジニア 1 4	24,210	15,390	
	主任エンジニア 1 5	23,890	15,170	
	エンジニア 1	23,620	15,000	
	エンジニア 2	23,350	14,810	
	エンジニア 3	22,970	14,560	
	エンジニア 4	22,580	14,300	
	エンジニア 5	22,190	14,040	
	エンジニア 6	21,810	13,780	
	エンジニア 7	21,510	13,580	
	エンジニア 8	21,140	13,330	
	エンジニア 9	20,760	13,070	
	エンジニア 10	20,410	12,840	
	エンジニア 11	20,040	12,590	
	エンジニア 12	19,620	12,310	
	エンジニア 13	19,200	12,030	
	エンジニア 14	18,990	11,890	
	エンジニア 15	18,580	11,610	
	エンジニア 16	18,170	11,340	
	エンジニア 17	17,740	11,050	
	エンジニア 18	17,360	10,790	
	エンジニア 19	17,010	10,550	
	エンジニア 20	16,670	10,330	
	エンジニア 21	16,330	10,100	
	エンジニア 22	16,000	9,880	
	エンジニア 23	15,660	9,650	
	エンジニア 24	15,140	9,410	
	エンジニア 25	14,790	9,180	
	グループリーダークラス及び特殊な技能等を有し、上記ランクにあてはまらない者については、エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(7) NIMSエンジニア職		月額	月給	エンジニア歴23年以上
	主席エンジニアA	769,460	468,000	
	主席エンジニアB	760,050	462,070	
	主席エンジニアC	750,810	456,240	
	主席エンジニアD	741,410	450,320	
	主席エンジニアE	732,170	444,490	
	主席エンジニアF	705,190	443,870	
	主席エンジニアG	698,200	439,290	エンジニア歴17年以上
	主幹エンジニアA	690,570	434,300	
	主幹エンジニアB	682,950	429,310	
	主幹エンジニアC	675,320	424,320	
	主幹エンジニアD	667,530	419,220	
	主幹エンジニアE	658,950	413,600	
	主幹エンジニアF	652,920	409,650	
	主幹エンジニアG	646,560	405,490	
	主幹エンジニアH	637,030	399,250	
	主幹エンジニアI	630,990	395,300	
	主幹エンジニアJ	623,680	390,520	
	主幹エンジニアK	615,730	385,320	
	主幹エンジニアL	609,530	381,260	
	主任エンジニアA	603,340	377,200	エンジニア歴13年以上
	主任エンジニアB	596,980	373,040	
	主任エンジニアC	590,150	368,570	
	主任エンジニアD	583,000	363,890	
	主任エンジニアE	574,890	358,590	
	主任エンジニアF	568,700	354,530	
	主任エンジニアG	562,660	350,580	
	主任エンジニアH	555,820	346,110	
	主任エンジニアI	549,150	341,740	
	主任エンジニアJ	535,670	341,530	
	主任エンジニアK	529,320	337,270	
	主任エンジニアL	522,500	332,690	
	主任エンジニアM	515,530	328,010	
	主任エンジニアN	508,560	323,330	
	主任エンジニアO	501,750	318,760	
	エンジニアA	496,170	315,010	
	エンジニアB	490,440	311,160	
	エンジニアC	484,560	307,210	
	エンジニアD	478,360	303,050	
	エンジニアE	472,320	299,000	

	エンジニア F	466,120	294,840	
	エンジニア G	458,070	289,430	
	エンジニア H	451,870	285,270	
	エンジニア I	444,130	280,070	
	エンジニア J	436,070	274,660	
	エンジニア K	428,640	269,670	
	エンジニア L	420,890	264,470	
	エンジニア M	412,060	258,540	
	エンジニア N	403,390	252,720	
	エンジニア O	398,900	249,700	
	エンジニア P	390,220	243,880	
	エンジニア Q	381,700	238,160	
	エンジニア R	372,720	232,120	
	エンジニア S	364,670	226,720	
	エンジニア T	357,230	221,720	
	エンジニア U	350,110	216,940	
	エンジニア V	342,980	212,160	
	エンジニア W	336,170	207,580	
	エンジニア X	329,040	202,800	
	エンジニア Y	317,940	197,800	
	エンジニア Z	310,600	192,810	
	グループリーダークラス及び特殊な技能等を有し、上記ランクにあてはまらない者については、エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(8) 事務業務員		時給		
	特定業務 1	1,440		
	特定業務 2	1,410		
	特定業務 3	1,380		
	特定業務 4	1,340		
	特定業務 5	1,300		
	特定業務 6	1,270		
	特定業務 7	1,240		
	特定業務 8	1,210		
	特定業務 9	1,180		
	事務業務員 1	1,150		
	事務業務員 2	1,120		
	事務業務員 3	1,080		
	事務業務員 4	1,050		
	上記ランクにあてはまらない者については、事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構職員との権衡を考慮して決定する。			
(8) 事務業務員		月額	月給	
	特定業務 A	305,660	222,976	
	特定業務 B	302,520	220,688	
	特定業務 C	299,390	218,400	
	特定業務 D	295,820	215,800	
	特定業務 E	292,400	213,304	
	特定業務 F	288,840	210,704	
	特定業務 G	285,130	208,000	
	特定業務 H	281,560	205,400	
	特定業務 I	277,860	202,696	
	特定業務 J	274,010	199,888	
	特定業務 K	270,300	197,184	
	特定業務 L	266,310	194,272	
	特定業務 M	262,030	191,152	
	特定業務 N	257,190	187,616	
	特定業務 O	252,050	183,872	
	事務業務員 A	247,490	180,544	
	事務業務員 B	242,640	177,008	
	事務業務員 C	238,790	174,200	
	事務業務員 D	235,090	171,496	
	事務業務員 E	231,380	168,792	
	事務業務員 F	227,670	166,088	
	事務業務員 G	223,540	163,072	
	事務業務員 H	219,260	159,952	
	上記ランクにあてはまらない者については、事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構職員との権衡を考慮して決定する。			
(9) 研究業務員		時給		
	特定業務 1	1,480		
	特定業務 2	1,440		
	特定業務 3	1,400		
	特定業務 4	1,370		

(9) 研究業務員	特定業務 5	1, 340
	特定業務 6	1, 310
	特定業務 7	1, 280
	特定業務 8	1, 260
	特定業務 9	1, 230
	特定業務 10	1, 200
	特定業務 11	1, 160
	特定業務 12	1, 140
	研究業務員 1	1, 110
	研究業務員 2	1, 080
	研究業務員 3	1, 040
		月額
	特定業務 A	354, 700
(10) 嘱託職員	特定業務 B	350, 210
	特定業務 C	345, 720
	特定業務 D	341, 230
	特定業務 E	337, 670
	特定業務 F	333, 950
	特定業務 G	330, 230
	特定業務 H	326, 510
	特定業務 I	323, 110
	特定業務 J	319, 540
	特定業務 K	315, 980
	特定業務 L	312, 420
	特定業務 M	309, 170
	特定業務 N	305, 600
	特定業務 O	302, 040
	特定業務 P	298, 480
	特定業務 Q	294, 600
	特定業務 R	290, 890
	特定業務 S	287, 170
	特定業務 T	283, 450
	特定業務 U	281, 850
	特定業務 V	276, 720
	特定業務 W	271, 300
	特定業務 X	266, 170
	特定業務 Y	261, 030
	特定業務 Z	255, 190
	研究業務員 A	249, 200
	研究業務員 B	242, 930
	研究業務員 C	236, 370
	研究業務員 D	230, 240
	研究業務員 E	224, 250
	研究業務員 F	218, 980
(11) NIMS ジュニア研究員	日額	
	14, 630	
	職責及び業務内容により、加算もある。	
(11) NIMS ジュニア研究員		日額 (日給)
	博士課程在籍 A	14, 640 (13, 360)
	修士課程在籍 A	11, 880 (10, 600)
	上記ランクにあてはまらない者については、個別の事情等を考慮して決定する。	

別表2 月額に含まれる手当額

区分	月額（月給）	給与			
		12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当	第12条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分	第12条第1項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分	第13条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日ににおける勤務に対する手当の16時間30分相当分
(1) NIMS招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。				
(2) NIMS特別研究員	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。				
	主席研究員A	812,290(495,000)	47,508	15,840	13,464
	主席研究員B	772,850(470,140)	45,120	15,040	12,784
	主幹研究員A	728,860(459,360)	44,088	14,700	12,495
	主幹研究員B	707,350(445,280)	42,732	14,240	12,104
	主幹研究員C	682,300(428,890)	41,160	13,720	11,662
	主任研究員A	627,510(393,030)	37,728	12,580	10,693
	主任研究員B	606,500(379,280)	36,408	12,140	10,319
	主任研究員C	579,280(361,460)	34,692	11,560	9,826
	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936
(4) NIMSポスドク研究員	研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307
	研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763
	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936
(5) ICYS研究員	研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307
	研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763
	ICYS研究員A	545,550(373,230)	35,820	11,940	10,149
	ICYS研究員B	524,310(357,940)	34,356	11,460	9,741
(6) NIMS招聘エンジニア	ICYS研究員C	503,980(343,310)	32,952	10,980	9,333
	月給制エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。				